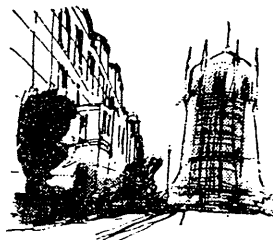


ISSA 海外論文要約より

海員年金の諸問題

Azio Guala (イタリア)



本稿には、海員年金制度に関する諸問題と、その解決策の討議が示されている。

イタリアにおける特殊職域労働者の各種の年金制度に改革が行なわれたとき、海員年金基金には特殊な重要性が数回指摘され、これらは海員年金の包括的な制度に関する問題を提起した。海員年金は1958年以来増額されていない。もっとも、例外もあるが、この例外は1965年7月26日付の法律第963号により認められたもので、給付の均衡をはかるために、毎月支給される給付にある単一の一時金を加えることである。しかし、年金受給者のうち、他の全部門に属する受給者は、くり返し行なわれた実質的増額を獲得してきた。従来では、

海員年金は伝統的に他の部門よりも高かったのであるが、しかし、現在では、立場が逆になり、海員たちの年金は、苦勞、犠牲的行為、およびしばしば襲いかかる危険を経験させられるかれらの生活を補償するには、もはや適切ではなくなっている。

1938年に、海員年金保険基金は2つの管理方式に分けられ、1つは海員管理機関で、他の1つは特別管理機関となった。後者のもつ特徴は、通常では、前者によって提供される給付に、補足的な諸給付を加えて支給することであった。2つの管理機関はつねに別々の勘定をもち、1952年以後これらの勘定には、次第に多額の赤字が生じ、必然的に全般的な負

債が増大してきたが、1966年12月31日現在で、その負債額は海員管理機関が約190億リラ、特別管理機関が20億リラ以上となっていた。このように警鐘を乱打すべき状態の生じた主要な原因は、次に示されるとおりである。つまり、事実上活動に従事する海員の人数と比較して、年金受給者が恒常的に増加してきたことである。また、雇用数は次第に減少してきたが、これは船舶のトン数が恒常的に増大してきたのに、このように増大するトン数に比べて雇用される人数が、必然的に減少していることによるものである。なお、海員は年金の受給資格年齢に達すると、ただちに退職する傾向をもっている。当然支給される年金を基金に支払わせるために、海員年金保険基金の2つの管理機関に前もって用意された資金は、INPS (訳注 国民社会保険公社 Istituto Nazionale della Previdenza Sociale) による借方勘定の利子を負担しなければならない。軍務に服している期間について認められる直接的な年金、あるいは遡及して支給される年金の一部として加えられる、ある追加的給付に対し、政府から支払われる資金は不

適切であった。

不足財源に毎年生じた赤字の増大、および海員年金が、他のすべての分野に属する年金受給者に認められた改善と一致して、今日まで発達すべきであったという長年にわたる海員の要求とともに、各種の原因を別々に検討する必要性は、長年の間海員年金に関する関心事と研究の主題となってきたが、しかし、今までのところでは、なんら明確な結果は得られていないし、また、状況は次第に悪化している。現在では、拠出を通じて年金受給者に十分な処遇を保証することは、また同時に海員年金保険基金の基金に生じ、大幅な損失となっている赤字を全部返済することは、船主と海員だけでは不可能となっている。問題に対する唯一の解決は、政府が他のカテゴリーに属する労働者に対する方法と同一の方法で、海員年金への拠出に同意し、また金額の正確な計算の後に、拠出でカバーされるのではなくて、年金の受給資格を与えられる軍隊勤務に服務していた期間に関する負債に対して、責任を引受けることである。

数か月以前に、労働・社会保険省は新らしい議案を作成したが、この議案は間もなく国会に提出されるはずである。この法律は海員の当然な予想、要求された権利の承認を受けるに値する労働者のカテゴリー、および海員の提供する犠牲を十分に認めるであろうし、また、外貨をもたらすことにより、貿易収支に対して商船隊が与える寄与は、忘られないであろうという期待が残る。なお、海運業の世界にも、小、中および大それぞれの規模があるので、今後船舶の商業的運航には、もう負担が生じないであろうし、またおのおのが特殊な国民経済のニードに対して責任を負うので、それら各種の規模をもつ海運業は、すべて生き延びることを許されるべきであるということも、期待できるであろう。

Problems concerning Pensions for Seamen, "Il problema pensionistico nel campo marittimo", *Lavoro e sicurezza Sociale* No. 2, 1967, pp. 217-223, No. 131, '68.

(28ページより)

されない。給付は毎月所定の金額が第1子よりすべての子女に支給されるが、各子女の支給額は賃金が所定の水準以上の場合、支給額を一定水準まで引下げられる。(5)は葬儀費の補償として所定の上限と下限の間で一時金を支給される。

この制度の財源は、使用者と政府が折半方式で負担することになっているが、しかし事実上では、政府はまだ負担していない。使用者は(1)の費用(平均負担率は5%)を除き、賃金支払総額の約6%を負担している。なお、この制度は、国民社会保障基金によって自主的に管理・運営されている。

(平石長久 社会保障研究所)

訂正 海外社会保障情報第8号の「貧困・病気・保健サービス利用」(28~9ページ)の一部に誤りがありましたので、次のように訂正いたします。28ページの第3欄にある「健康水準」の有病率(2行目)と、「慢性的身体状況」の罹患率(3行目)とを入れかえます(原語はそのまゝ)。